

なにわの伝統野菜認証要領

(目的)

第1 古くから府内で生産され、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史、伝統をもつ独特の野菜を「なにわの伝統野菜」として認証することで、伝統野菜を府民に広く魅力発信するとともに、地産地消を進め、大阪農業の理解促進と振興を図る。

(定義)

第2 なにわの伝統野菜とは次の(1)から(3)を全て満たす野菜とする。

- (1) 昭和初期以前(概ね100年前)から大阪府内で栽培されてきた野菜。
- (2) 苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種、栽培方法によるもの、又は府内特定地域の気候風土に育まれたものであり、栽培に供する苗、種子等の確保が可能な野菜で、詳細は別に定める。
- (3) 現在も府内で生産されている野菜。

(品目)

第3 なにわの伝統野菜対象品目は別記1に定める品目とする。

- 2 別表1に定める品目の他、府内の生産者団体等から、様式第1号により認証申請があった場合は、なにわの伝統野菜推進委員会認証部会に意見聴取し、対象品目を追加することができる。

(認証マーク)

第4 なにわの伝統野菜対象品目については、別記2に定めるなにわの伝統野菜認証マーク(以下「認証マーク」という。)の使用方法に従って、生産者が認証マークを表示した上で出荷、販売できるものとし、詳細は別に定める。

- 2 なにわの伝統野菜生産者以外の販売者、加工業者、外食産業関係者等で食品としてなにわの伝統野菜を利用しようとする者(以下「生産者以外の者」という。)が、なにわの伝統野菜の使用をPRするため認証マークを表示できるものとし、詳細は別に定める。

(認証マークの使用申請)

第5 認証マークの使用を申請しようとするなにわの伝統野菜生産者は、別記様式第2号により別に定める方法で知事に認証マークの使用申請を行う。

- 2 なにわの伝統野菜の使用をPRするため認証マークを使用申請しようとする生産者以外の者は、別記様式第3号より別に定める方法で知事に認証マークの使用申請を行う。
- 3 知事は1及び2の規定による申請があった場合、なにわの伝統野菜推進委員会認証部会に意見聴取し、認証マークの使用を決定するとともに、その旨を通知する。

(認証マーク使用者の責務及び実績報告)

第6 第5の3の規定により認証マークの使用承認を受けた生産者は次の事項を遵守する責務がある。

- (1) 別記1の対象品目特有の形質、特徴を持つものを生産すること。
 - (2) 難波葱については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から供給を受けた原種を増殖したものをを用いて生産することとし、3年置きに原種の更新を行うこと。
 - (3) 毎年1回、別記様式第4号により別に定める方法で実績報告を行うこと。
- 2 第5の3の規定により認証マークの使用承認を受けた生産者以外の者は次の事項を遵守する責務がある。
- (1) 第5の3の規定により認証マークの使用承認を受けた伝統野菜を利用すること。
 - (2) 毎年1回、別記様式第5号により別に定める方法で実績報告を行うこと。

(認証期間)

第7 認証マークの使用は承認後5年間とし、その後の認証マーク使用に際しては、再度認証マークの使用申請を行うものとする。

但し、難波葱の認証マークの使用は、承認後3年間とする。

(認証の取消)

第8 第4に定める認証マークの表示、使用及び第6に定める認証マーク使用者の責務等に反したことが認められた場合は、知事は生産者及び生産者以外の者の認証マークの使用を取り消すことができる。

2 前項により認証マーク使用の取消をうけた生産者及び生産者以外の者は、取消後3年間は認証マークの使用を申請することはできない。

(認証マークの不正使用)

第9 第5に定める手続きを経ずに認証マークを不正に使用した者、別記様式第1号から第5号において虚偽の報告を行った者に対して、知事は認証マークの使用停止を求める。改善されない場合は氏名等を公表することがある。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月6日から施行する。

平成18年5月29日 一部改正。

平成19年8月29日 一部改正。

平成20年8月21日 一部改正。

平成24年3月27日 一部改正。

平成29年3月31日 一部改正。

平成29年6月28日 一部改正。

平成30年5月18日 一部改正。

令和元年5月7日 一部改正。

令和3年3月25日 一部改正。

令和3年5月12日 一部改正。

令和3年7月28日 一部改正。

令和5年5月17日 一部改正。

令和6年2月7日 一部改正。

令和6年10月17日 一部改正。

令和6年11月20日 一部改正。

(別記1)
なにわの伝統野菜対象品目

品目	発祥時期	原産地	特徴
毛馬胡瓜	江戸時代	大阪市	大阪市都島区毛馬町が起源とされる黒いぼきゅうり。果長が約30cmと長く、太さ約3cm。果梗部は緑色であるが、果頂部よりの3分の2は淡緑白色からやや黄色気味となる。果肉は歯切れよく、肩部には独特の苦みがある。
玉造黒門越瓜	江戸時代	大阪市	大阪城の玉造門（黒門）付近が発祥地。果長約30cm、太さ約10cmの長円筒型。果実の色は濃緑色で、8～9条の白色の鮮明な縦縞がある。太さが6～7cmの細い系統もある。
勝間南瓜	江戸時代	大阪市	大阪市西成区玉出町（旧勝間村）が発祥地。900g弱と小型で縦溝と瘤のある粘質の日本かぼちゃ。熟すと果皮が濃緑色から赤茶色になり、味がよい。
金時人参	江戸時代	大阪市	江戸時代から昭和初期にかけて大阪市浪速区付近の特産であり、「大阪人参」と呼ばれていた。根身は長さ約30cmで色は深紅色。肉質は柔軟で甘味と香気強い。
大阪しろな	江戸時代	大阪市	江戸時代から栽培が始まり、大阪市の天満橋付近で栽培が盛んであったため、「天満菜」とも呼ばれる。早生種、中生種、晩生種があるが、いずれも癖のない味が特徴で、葉柄が鮮明な白色で平軸である。
天王寺蕪	江戸時代	大阪市	大阪市天王寺付近が発祥で、切葉と丸葉の2系統がある。いずれも根身は純白扁平で甘味が強く、肉質が緻密である。蕪が地面から浮き上がったように成長することから「浮き蕪」とも呼ばれていた。
田辺大根	江戸時代	大阪市	大阪市東住吉区の田辺地区の特産であった白首大根。根身は白色の円筒形で、末端が少し膨大して丸みを帯び、長さ20cm、太さ9cmほどで、葉には毛じがない。肉質は緻密、柔軟で甘味に富む。
芽紫蘇	明治時代初期	大阪市	明治時代初期、大阪市北区源八付近で栽培がさかんであったため、芽紫蘇等の芽物が「源八もの」と呼ばれるようになった。青芽と赤芽があり、独特の香気と色合いを持つ。
服部越瓜	江戸時代	高槻市	高槻市の塚脇地区で江戸時代から栽培されている。果実は淡緑白色で、淡く白い縞があり、30cm程度まで大きくなる。奈良漬けにすると食感がよい。
鳥飼茄子	江戸時代	摂津市	摂津市の鳥飼地区で江戸時代から栽培されている丸なす。京都の賀茂なすに似るが、やや下ぶくれで、独特の甘味がある。皮は柔らかいが、果肉が緻密であるため、煮くずれしない。
三島独活	江戸時代	茨木市	茨木市を中心に三島地域で江戸時代から栽培されている。独特な促成軟化技術で純白で太く大きく、香り高く柔らかな食感なものが生産されている。

吹田慈姑	江戸時代	吹田市	吹田市で江戸時代以前から自生していたもの。現在流通している大型の中国くわいとは異なる小型のくわいで、「まめくわい」、「姫くわい」とも呼ばれる。やわらかくてえぐ味が少なく、栗のようなほくほくした甘さがある。
泉州黄玉葱	明治初期	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、田尻町	大阪は秋まきたまねぎの発祥の地で、明治13年(1880年)に採種に成功した。その後、泉南地域で選抜され、球形は扁平から甲高と早晚性で分化している。肉質が柔らかく甘みが強い黄色たまねぎで、代表的な品種に今井早生や貝塚極早生がある。
高山真菜	江戸時代	豊能町	豊能町の高山地区で江戸時代から栽培されている菜種菜の一種。全長が20~30cmで、茎の部分が甘く、つぼみができた後に花野菜としても食することができる。葉の形によって4系統に分類され、花茎にはほろ苦い味がある。
高山牛蒡	江戸時代	豊能町	豊能町の高山地区で江戸時代から栽培されている牛蒡。京都の堀川牛蒡に似るが、色が黒く、香りが強いのが特徴。スジが少ないため、早くやわらかく煮ることができる。
もりぐちだいこん 守口大根	安土桃山時代	大阪市、守口市	16世紀頃から20世紀初頭まで、大阪市から守口市の淀川沿いで栽培されていた。大阪天満宮周辺を発祥とする「大阪宮前大根」の香の物を豊臣秀吉が「守口漬」と名付け「守口大根」と呼ばれるようになった。太さ約1.5cm、長さ1mから1.3mで糟漬けに利用される。
うすいえんどう 碓井豌豆	明治時代	羽曳野市	明治時代に羽曳野市碓井地区にアメリカ合衆国から導入され、改良されたむき実用えんどう。小型でさやと豆の色合いは淡いが、甘味が強い。
なんばねぎ 難波葱	江戸時代	大阪市	大阪市難波周辺で江戸時代からさかんに栽培されていたことから「難波葱」と呼ばれる。口碑によれば和銅4年(西暦711年)頃に難波から京都の九条地区に伝わり、改良されて九条ねぎになったと言われ、また、鴨肉とねぎが入ったうどんを「鴨なんば」と呼ぶのは、難波葱に由来するとも言われる。葉の繊維がやわらかく、強いぬめりと濃厚な甘みが特徴で、株立(分けつ)が多いという性質は、明治時代の文献にも紹介されている。
さかい たか つめ 堺 鷹の爪	明治時代	堺市	泉北郡(堺市)東陶器村、西陶器村、八田荘村、久世村他で栽培されていたとうがらしの辛味種。 果実は約3cmと小型で、房成りではなく、天を向いて1節ごとに1つずつ着果する特徴(習性)がある。 辛味が強く、香りがよい。
ぼ ぼ 馬場なす	大正時代	貝塚市	大正時代に貝塚市馬場地区を中心とした泉州地域の山間部で栽培されていた水なすの一種。 果実の形は中長で皮が非常に薄く、果肉は緻密で、水分を多く含んでいる。

<p>かいづかきわなす 貝塚澤茄子</p>	<p>室町時代</p>	<p>貝塚市</p>	<p>明治時代に貝塚市を中心とした泉州地域の浜側一帯で栽培されていた水なすの一種。昭和初期に新潟県十全村に伝搬して「十全」の名で系統が維持されてきた後、大阪に里帰りした。 果実の形は巾着系で縦溝があり、果皮は薄赤紫色。果肉は緻密で、水分を多く含んでいる。</p>
<p>おおさかくろな 大阪黒菜</p>	<p>明治初期</p>	<p>大阪市</p>	<p>明治10年代には大阪市内において、自家消費の野菜として栽培されていた漬菜の一種。葉身は厚く、色は濃い緑色で、厳寒期になるほど光沢が増し黒光りする。加熱調理をすると甘さがあり、独特の風味を持っている。</p>
<p>まびいも <u>海老芋</u></p>	<p><u>大正時代</u></p>	<p><u>富田林市、河内長野市、羽曳野市、河南町</u></p>	<p><u>古来より旧南河内郡で、唐の芋が栽培されてきたが、保水力と養分に富んだ土壌特性を生かし、頻繁に土寄せすることにより、湾曲した海老芋が作り上げられた。</u></p>
<p>かわち <u>河内れんこん</u></p>	<p><u>明治時代</u></p>	<p><u>門真市、守口市、大阪市、枚方市、寝屋川市、大東市</u></p>	<p><u>北河内の旧茨田郡は、低地で水はけが悪く、古くから水稲栽培の代わりに蓮根の生産地となっていた。地域に自生していた在来の地蓮を、池や沼に植えて育てたのが栽培の始まりとされている。</u></p>

(別記2)

①伝統野菜の原産地で生産され、原産地市町村と共同して認証する場合



対象となる伝統野菜の原産地である市町村内に住所を有する生産者が、当該市町村原産の伝統野菜を生産する場合、府の認証マークのほかに伝統野菜の原産地市町村が独自に定める認証マークを添付することができるものとする。

②伝統野菜の原産地以外で生産され、大阪府が認証する場合



認証マークは単色（大阪ブルー）による表示も可能とその場合は以下のとおりとする。

①伝統野菜の原産地で生産され、原産地市町村と共同して認証する場合



②伝統野菜の原産地以外で生産され、大阪府が認証する場合



(様式第1号)

なにわの伝統野菜対象品目追加認証申請書

年 月 日

大阪府知事 様

団 体 名 (団体の場合)
氏 名 (団体の場合は代表者氏名)
住 所
電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第3の2の規定に基づき、下記のとおりなにわの伝統野菜対象品目の追加認証を申請します。

記

○追加品目名：

○添付資料：以下のことがわかるもの

- 昭和初期以前（概ね100年前）から大阪府内で栽培されてきたこと
- 苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種、栽培方法によるもの、又は府内特定地域の気候風土に育まれたものであること
- 栽培するために必要な苗、種子等の確保が可能であり、現在も府内で生産されていること

(様式第2号)

なにわの伝統野菜認証マーク使用申請書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市町 様 (市町村を經由して大阪府に申請する場合は連名とする。)

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)

氏 名 (連名申請が必要な場合に記載)

住 所

電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第5の1の規定に基づき、別紙のとおりなにわの伝統野菜認証マークの使用を申請します。

なお、認証マークの使用に際しては、なにわの伝統野菜認証要領を遵守します。

別紙

品目	ほ場の所在地 市町村名	栽培面積 (a)	苗、種子の入手方法（当てはまるところに○）					備考
			府立環農水 総研より	自家 採種	種苗店 より	種苗店名	その他	

- 注：1. 団体申請の場合は、団体規約、名簿等の資料を添付すること。
 2. 当申請の「ほ場の所在地市町村名」「栽培面積」「苗、種子の入手方法」を変更した場合は、実績報告で変更点を記載すること。
 3. 連名申請は、経営所得安定対策事務に必要な場合で家族に限ります。
 4. 苗、種子を種苗店から入手される場合は、種苗店名もご記入ください。また、その他（なにわの伝統野菜の苗や種子を一元的に管理し維持している地域の組織等）から入手される場合は、備考欄に入手先をご記入ください。
 5. 難波葱については、（地独）環農水研の原種により増殖したものに限ります。
 6. 海老芋については、旧南河内郡（ただし、富田林市、河内長野市、羽曳野市、河南町に限る）由来の唐の芋を種芋として栽培し、栽培過程においては複数回の土寄せをして湾曲させたものに限ります。
 7. 河内れんこんについては、旧茨田郡（門真市（全域）、守口市（全域）、大阪市（一部）、枚方市（一部）、寝屋川市（一部）、大東市（一部））由来の親株を、同地域に定植したものに限ります。

経営所得安定対策制度の水田活用の直接支払交付金のなにわの伝統野菜の助成を受ける方は以下にレ印を記入してください。

なにわの伝統野菜マーク使用申請書に記載された個人情報、経営所得安定対策事務に利用することに同意します。

難波葱、海老芋、河内れんこんの認証を受ける方は、以下について確認のうえ、レ印を記入してください。

上記注5（難波葱）、注6（海老芋）、注7（河内れんこん）の要件を満たしているため申請します。

(様式第3号)

なにわの伝統野菜認証マーク使用申請書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市町 様 (市町村を経由して大阪府に申請する場合は連名とする。)

団 体 名 (団体の場合)

氏 名 (団体の場合は代表者氏名)

住 所

電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第5の2の規定に基づき、別紙のとおりなにわの伝統野菜認証マークの使用を申請します。

なお、認証マークの使用に際しては、なにわの伝統野菜認証要領及び関係法令を遵守します。

注：1. 申請者とマーク使用責任者が異なる場合は、以下にマーク使用責任者の連絡先を記載してください。

担当部署名：
担 当 者：
住 所：
電 話 番 号：

別紙

認証マーク 使用所在地	認証マーク 使用対象	使用する伝統 野菜の種類	販売する加工品等の種類と 伝統野菜の使用方法		伝統野菜を使用した商品 等の提供可能期間	伝統野菜入手方法

注：1. 使用する伝統野菜が、実施要領第5の3の規定により認証マークの使用承認を受けたものであることを確認のうえ、「伝統野菜入手方法」を記入願います。

2. 提供可能期間にかかわらず、マークの使用期間は承認日以降になります。

3. マークの使用期間は、承認日から5年間です。

(様式第4号)

なにわの伝統野菜栽培実績報告書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市町 様 (市町村を經由して大阪府に報告する場合は連名とする。)

氏 名 (団体の場合は代表者氏名)

氏 名 (連名申請が必要な場合に記載)

住 所

電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第6の1の規定に基づき、別紙のとおりなにわの伝統野菜を栽培しましたので報告します。

注：1. 連名申請は、家族に限ります。

経営所得安定対策制度の水田活用の直接支払交付金のなにわの伝統野菜の助成を受ける方は以下にレ印を記入してください。

なにわの伝統野菜マーク使用申請書に記載された個人情報を、経営所得安定事務に利用することに同意します。

別紙

品目	ほ場の所在地 市町村名	栽培 面積 a	収量 Kg	は種時期	定植時期	収穫期間	苗、種子の 入手方法	出荷先等	認証マーク 使用数

注：申請時の「ほ場の所在地市町村名」「栽培面積」「苗、種子の入手方法」を変更した場合は、実績を上段に、当初計画を下段に（ ）書きで記載すること。

(様式第5号)

なにわの伝統野菜認証マーク使用実績報告書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市町 様 (市町村を經由して大阪府に報告する場合は連名とする。)

団 体 名 (団体の場合)

氏 名 (団体の場合は代表者氏名)

住 所

電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第6の2の規定に基づき、別紙のとおりなにわの伝統野菜認証マークを使用しましたので報告します。

注：1. 申請者とマーク使用責任者が異なる場合は、以下にマーク使用責任者の連絡先を記載してください。

担当部署名：
担 当 者：
住 所：
電 話 番 号：

別紙

認証マーク 使用所在地	認証マーク 使用対象	認証マーク 使用数	使用した伝統 野菜の種類	販売した加工品等の種類と 伝統野菜の使用方法		伝統野菜を使用した 商品等の提供期間	伝統野菜入手方法

注：使用する伝統野菜が、実施要領第5の3の規定により認証マークの使用承認を受けたものであることを確認のうえ、「伝統野菜入手方法」を記入願います。

